

宝塚市は、公の施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、公の施設である宝塚市立高司児童館（以下「高司児童館」という。）の管理に関する業務について、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行うこととしております。

ついては、宝塚市立児童館条例（以下「児童館条例」という。）第18条第4項の規定に基づき、次のとおり高司児童館の指定管理者の選定を行います。

1 対象施設の概要

(1) 対象施設の概要

名 称 高司児童館

所 在 地 宝塚市高司4丁目4番24号

① 構 造 RC2階造（2階部分は閉鎖）

② 敷地面積 1,750.46㎡

③ 床面積 368.88㎡

④ 施設内容 屋内：遊戯室、集会室、図書室、職員室、湯沸室、相談室、倉庫、玄関、廊下、
トイレ
屋外：駐車場、園庭

⑤ 事業内容

(7) 遊びによる児童の育成、児童の居場所提供、次世代を担う人材の育成、児童館のネットワークによる事業、地域や関係団体との連携 等

(イ) 親に対する子育て支援、地域の子育て環境づくり等地域子育て支援拠点事業

(ウ) 各小学校区の身近な居場所で上記(7)、(イ)の事業を展開する出前児童館事業

(2) 開設年月日

平成12年4月1日

(3) 開館時間

午前10時から午後5時まで

※ 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができます。

(4) 休館日

① 日曜日

② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

③ 12月29日から翌年の1月3日までの日

※ 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができます。

2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務は、児童館条例第19条に規定する業務です。

(2) 業務の詳細については、別紙「宝塚市立高司児童館が行う業務の概要」のとおりです。

なお、管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。なお、業務の一部については、専門の事業者へ委託することができます。

3 指定期間

平成30年（2018年）4月1日から平成35年（2023年）3月31日までの5年間（予定）

なお、指定期間は議会の議決事項であるため、指定管理者指定の議決のときに、指定期間も確定します。

4 申請資格等

- (1) 高司児童館の指定管理者に応募しようとするものは、児童館の設置運営要綱（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知）に規定する団体で、高司児童館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、申請することができません。
 - ① 法人税、市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、宝塚市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ③ 募集の公告日において宝塚市からについて指名停止を受けている者又は募集の公告日以降に宝塚市から指名停止処分を受けた者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更正又は再生の手続きをしている者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員の統制下にある団体
 - ⑥ 宝塚市暴力団の排除に推進に関する条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者
 - ⑦ 指定管理者選定委員会委員及び公募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係にある者
 - ⑧ 労働基準監督署から是正勧告を受け、2年を経過しない者（是正勧告を受け、必要な措置の実施について、労働基準署に報告している者を除く）
 - ⑨ 本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、2年を経過しない者
 - ⑩ ①から⑨に掲げるもののほか、法令違反など社会的信用を損なう行為等により、支援管理者の指定を取り消され2年を経過しない者
- (3) 留意事項
 - ① 個人は、申請資格を有しません。
 - ② 申請者は、申請書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

5 指定管理者の収入

指定管理者は、次に掲げる利用料金その他の収入及び宝塚市が支払う指定管理料により、管理を行うこととなります。ただし、運営上赤字が発生した場合、補填は行いません。

(1) 利用料金制

児童館条例第12条の規定により、高司児童館の使用は無料であるため、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制は、採用しません。

(2) 指定管理料

管理運営にかかる経費については、宝塚市が必要と認める管理運営経費に相当する金額を、指定管理者に対し指定管理料として支払います。

宝塚市が支払う指定管理料の額は、各年度とも19,627千円を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めます。ただし、平成31年度以降については、収支決算状況等をもとに、予算の範囲内で指定管理料を見直します。

※原則として、指定管理料の増額は行いませんので、「事業計画及び収支計画」立案の際は注意してください。

※高司児童館指定管理料は、消費税法別表第一（第六条関係）第七号口に規定する非課税の資産譲渡に該当しますので、消費税及び地方消費税は課されません。

(3) 会計年度区分等

経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに区分し、さらに各事業ごとに区分してください。また、指定管理料の支払時期については、協定書締結時に別途協議します。

(4) 剰余金の取扱

適正な管理運営のもとに生じた剰余金は、インセンティブに配慮し、原則、指定管理者に帰属するものとします。ただし、以下の場合については、市と指定管理者で協議の上、剰余金の配分について決定します。

- ① 指定管理業務の範囲、適正性及び収支状況からみて、剰余金が過大と認められる場合
- ② 事業計画等で規定した事業を実施しなかったり、協定で定めた事業の実施回数を下回ったりするなど、指定管理者の努力によらず剰余金が発生した場合
- ③ 協定時に見込まれていない特段の事情の変更により剰余金が発生した場合

6 申請の手続き

(1) 提出書類

指定管理者の候補として市長が指定したもの（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類により申請するものとします。

※申請書については、宝塚市ホームページからダウンロードすることが出来ます。

	書 類 名	備 考
ア	・宝塚市立高司児童館指定管理者指定申請書	様式第1号
イ	・高司児童館の管理に係る事業計画書	様式第2号（事業計画の対象期間は、平成30年度から平成34年度まで。）
ウ	・宝塚市立高司児童館指定管理者収支予算書	様式第3号（収支予算の対象期間は、平成30年度から平成34年度まで。）
エ	・団体概要書	様式第4号
オ	・理事長の履歴書	様式第5号
カ	・役員名簿 ※ 役職名、就任年月日、生年月日、住所が記載されているもの ※ 本名簿に関し、応募資格の確認のために、提出された役員名簿を警察関係機関への照会にあたって使用する場合があります。	任意様式
キ	・定款又は寄附行為及び登記事項証明書	
ク	・指定申請をしようとする日の属する事業年度（平成29年度）の前事業年度における財産目録又は貸借対照表及び収支決算書	
ケ	・指定申請をしようとする日の属する事業年度又はその翌事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書	
コ	・法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書	平成27年度・平成28年度分
サ	・印鑑証明書	
シ	・誓約書 ※ ①法人税等の租税を滞納していない旨、②民事再生法等の規定による再生手続等をしている者に該当しない旨、③指定管理者選定委員会委員等と利害関係にない旨	様式第6号
ス	・宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく誓約書	様式第7号

(2) 提出部数

正本1部 及び 副本11部

※副本は、複写可能とし、すべて「A4サイズ」に調製してください。

(3) 募集要項等の配布

- ① 配布期間 平成29年(2017年)5月17日(水)から平成29年(2017年)6月23日(金)まで(土曜日・日曜日を除く。)
- ② 配布時間 午前9時から午後5時30分まで
- ③ 配布場所 宝塚市子ども未来部子ども家庭室 子ども家庭支援センター
- ④ その他 募集要項等は、宝塚市のホームページで閲覧できます。

(4) 質問書

- ① 質問の受付
募集要項等の記載事項に関する質問を受け付けますので、質問書(別添様式)を電子メール又はファクシミリで11の「問い合わせ先」にお送りください。
- ② 質問の受付期間
平成29年(2017年)5月24日(水)午前9時から平成29年(2017年)6月8日(木)午後5時まで
- ③ 回答方法
質問書を受理した日から速やかに、市ホームページにより回答するほか、次のとおり閲覧に供します。
- ④ 閲覧期間
回答の翌日から平成29年6月23日(金)まで(土曜日・日曜日を除く。)
午前9時から午後5時30分まで
- ⑤ 閲覧場所 宝塚市子ども未来部子ども家庭室 子ども家庭支援センター

(5) 申請書類

申請者は、6の「申請の手続き」に掲げる書類により申請するものとします。
開庁時間(午前9時～午後5時30分)中に、申請書類を次の窓口にご提出ください(郵送不可)。
〒665-0867 宝塚市東の町12番8号 フレミラ宝塚内
宝塚市子ども未来部子ども家庭室 子ども家庭支援センター

(6) 申請期限

平成29年(2017年)5月24日(水)午前9時から平成29年6月23日(金)

(7) 申請書類の著作権、情報公開

- ① 申請者が提出した書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、宝塚市は、指定管理者の公表等必要な場合は、当該書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
また、申請者が提出した書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ② 申請者が提出した書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ③ 申請内容に特許権、商標権、その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる事項があり、これらを用いた結果生じる責任は、すべて申請者が負うものとします。

(8) 申請にあたっての留意事項

- ① 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
- ② 同一の事業につき、複数の事業計画書を提出することはできません。
- ③ 書類審査前に、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

7 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

- ① 宝塚市立高司児童館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、次の(2)の「選定基準」に基づき、書類審査及び申請者からのプレゼンテーションにより総合的

に評価し、指定管理者を選定します。選定委員会の委員5人が100点満点で採点し、総合計500点満点とし、最低必要点数を265点とします。

② 選定委員会の日時は、申請者へ事前に通知します。

(2) 選定基準

- ① 〔公平性〕市民の平等な利用が確保されていること。
- ② 〔効果性〕施設の効用を最大限発揮でき、サービスの向上が図られること。
- ③ 〔効率性〕管理運営経費の縮減
- ④ 〔管理運営能力〕施設の安定した管理運営
- ⑤ 〔維持管理能力〕施設の適切な維持管理

(3) 選定結果

選定結果は、申請者に郵送で通知します。

選定順位については、原則として、第1位、第2位、第3位までを選定し、第2位以下を補欠とします。

(4) 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ① 申請書類の提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ② 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ④ この募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ⑤ その他不正な行為があった場合

8 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、宝塚市議会の議決が必要です。

宝塚市は、前記7で選定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に提出し、議決されれば、指定管理者に対し指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

宝塚市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画に基づいて協議の上、協定を締結します。

なお、協定は「基本協定」と「年度別協定」を締結します。

- ① 基本協定
指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。
- ② 年度別協定
年度ごとの業務に係る事項を定める協定です。

(3) 協定の主な内容

- ① 基本協定
 - ア 業務に関する基本的な事項
 - イ 利用料金に関する事項
 - ウ 市が支払うべき管理経費に関する基本的な事項
 - エ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
 - オ 事業報告・業務報告に関する事項
 - カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - キ 指定期間に関する事項
 - ク リスクの管理・責任分担に関する事項
 - ケ その他

② 年度別協定

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に市が支払うべき管理経費に関する事項
- ウ その他

(4) その他

- ① 協定で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議のうえ、協定の改定をすることができるものとします。
- ② 協定締結後、指定管理者は、平成30年（2018年）4月1日から管理業務が行えるよう諸準備を進めてください。

9 事業開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

- ① 宝塚市議会において指定に係る議案が否決されたとき
- ② 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき
- ③ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき
- ④ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき
- ⑤ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- ⑥ この募集要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき
- ⑦ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき

(2) 指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消した場合、前記7の指定管理者の選定における順位により第2位に決定した申請者を、新たな指定管理者の候補者として選定します。

なお、第2位の申請者において指定管理者の候補者の取消しの事態が発生した場合は、第3位に決定した申請者を選定するものとします。

10 指定手続きのスケジュール等

(1) 指定手続きのスケジュール

指定手続きのスケジュールは、概ね、次のとおりです。

スケジュール	内 容
平成29年5月17日(水)	・募集要項の配布開始
平成29年5月24日(水)	・質問の受付開始
平成29年6月8日(木)	・質問の受付締切
平成29年6月23日(金)	・質問に対する回答の閲覧終了 ・申請の受付締切
平成29年7月上旬	・書類審査、プレゼンテーションの実施 ・選定結果の通知
平成29年9月市議会	・市議会における指定管理者の指定の議決
平成29年10月	・指定管理者指定の告示
平成29年11月～ 平成30年3月	・指定管理者と協定内容の協議 ・協定書の締結

	・指定管理者による管理の準備
平成30年4月1日(日)	・指定管理者による管理の開始

(2) 申請等に係る経費

指定管理者の申請から、業務の開始日（平成30年（2018年）4月1日）までの間にかかる必要な経費は、申請者が負担することとします。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合、宝塚市と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。ただし、協議結果を定められない場合は、宝塚市が決定するものとします。

11 問い合わせ先

〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号 フレミラ宝塚内
 宝塚市子ども未来部子ども家庭室 子ども家庭支援センター
 電話 0797-85-3862 FAX 0797-85-3886
 電子メール m-takarazuka0053@city.takarazuka.lg.jp